

東広島市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和5年度下半期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和6年3月28日

東広島市監査委員 重 河 格  
同 五 丁 和 夫  
同 坂 元 百合子  
( 公 印 省 略 )

# 令和5年度（下半期）定期監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象部局等	対象期間
地域振興部 地域政策課	令和5年度（令和5年8月末現在）
生活環境部 環境先進都市推進課	令和5年度（令和5年9月末現在）
こども未来部 【保育所】 寺西・西条東・高屋東・ 志和堀 【認定こども園】 たけに・くば・とよさか 【幼稚園】 御園宇	令和5年度（令和5年9月末現在）
都市部 建築指導課	令和5年度（令和5年10月末現在）
消防局 竹原消防署 大崎上島消防署	令和5年度（令和5年8月末現在）
学校教育部 東広島学校給食センター 西条学校給食センター	令和5年度（令和5年10月末現在）
生涯学習部 文化課	令和5年度（令和5年11月末現在）

## 第2 監査の期間

令和5年10月13日から令和6年3月21日まで

## 第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。